

高知くらしの護身術

80

S F 商法

高齢者の送迎が手口に

(2008年1月15日掲載原稿)

最近、S F 商法（催眠商法）に関して送迎付き販売の相談が寄せられています。

相談内容は、業者が、「物産展とか健康食品の説明会などを開くので来て欲しい」と言って家に来て、近所の人と一緒に業者の車で会場となっている倉庫に連れていかれた。日用品や塩などを貰い、若い人は帰され高齢者はその場に残された。業者から「商品の説明会があるのでモニターにならないか」との呼びかけに手を挙げたら、業者が家までついてきて購入契約を結ばされた。というものです。

最近のS F 商法の手口は、業者が誘いに来て自宅から会場までの送り迎えをしており、最後は自宅まで送って20万円を超える高額な契約を結ばせています。支払いは、まず、内金として手元にあるお金を支払わせ、残金を振り込みで支払うよう指示するといったものです。

このようなS F 商法は特定商取引法の規制対象となるため、契約書面を受け取った日から8日間は書面でクーリングオフの通知を出せば、無条件で解約ができます。

クーリングオフ期間がすぎても、業者が事実と異なることを告げたり、消費者が帰りたいたいと言っているのに、退去を妨害した場合は特定商取引法等で契約の取消ができる可能性があります。

S F 商法の被害にあわないためには、無料で商品を配り、人を集めているような場所に近づくのはやめましょう。日頃から、地域みんなが気をつけて、S F 商法のような悪質商法に付け入るすきを与えない地域づくりが大切です。